

介護保険の在宅サービスには利用限度額があります

介護保険の在宅サービスには、要介護度に応じた利用限度額が設けられていて、その範囲内で利用することができます。上限を超えて利用するときは全額自己負担になります。施設サービスには利用限度額はありません。

要介護度		1か月あたりの利用限度額
要支援	要支援 1	5,003単位 (50,000～54,000円程度)
	要支援 2	10,473単位 (105,000～114,000円程度)
要介護	要介護 1	16,692単位 (167,000～181,000円程度)
	要介護 2	19,616単位 (196,000～213,000円程度)
	要介護 3	26,931単位 (269,000～292,000円程度)
	要介護 4	30,806単位 (309,000～334,000円程度)
	要介護 5	36,065単位 (361,000～391,000円程度)

※ 1単位を10円として計算した場合の目安の金額です。

※ 実際の費用は、「単位数×横浜市の地域区分単価（10円～10.84円）」によって計算されます。

自己負担が高額になったときには後日払い戻しがあります

高額介護（介護予防）サービス費

1か月の利用者負担が一定の上限額（下表）を超えるときには、「高額介護（介護予防）サービス費」が払い戻されます。

対象となるのは、在宅サービス、施設サービス（食費・部屋代等を除く）、地域密着型サービスの利用にかかる1割（または2割）の自己負担です。

福祉用具購入・住宅改修における自己負担は対象になりません。

利用者負担段階	対象者	高額介護サービス費支給による自己負担の上限額（月額）	
		世帯の限度額	個人の限度額
第1段階	・ 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受給されている方	15,000円	15,000円
第2段階	・ 市民税非課税世帯の方で合計所得金額 ^{※1} と公的年金等収入額 ^{※2} の合計が年間80万円以下の方	24,600円	15,000円
第3段階	・ 市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方	24,600円	24,600円
第4段階	・ 市民税課税世帯のうち第5段階以外の方	37,200円	37,200円
第5段階	・ 課税所得145万円以上の方 ^{※3}	44,400円	44,400円

※1 合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。

※2 公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。

※3 年収が383万円未満（1号被保険者が複数いる世帯は520万円未満）の場合には申請により第4段階になります。

※ 払い戻しの手続きについては、居住区の区役所保険年金課へお問合せください。

高額医療・高額介護合算制度

各医療保険（「国民健康保険、健康保険組合などの社会保険（以下「被用者保険」といいます）」、「後期高齢者医療制度」と、介護保険の自己負担の1年間（8月1日から翌年7月31日）の合計額が高額となった場合に、定められた自己負担上限額を超えた分が支給される制度です。

支給を受けるためには、区役所で申請手続きをする必要があります。（申請の際、領収書の提示は不要です。）詳しくは、居住区の区役所保険年金課に問合せください。

【高額医療・高額介護合算制度における世帯の負担限度額】

		後期高齢者 医療保険制度 +介護保険	被用者保険・国民健康保険 +介護保険 (70~74歳の者がいる世帯)	被用者保険・国民健康保険 +介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)		
				H26.8~H27.7	H27.8以降	
※※ 限度額 区分	現役並み 所得者 (上位所得者)	旧ただし書所得 901万円超	67万円	67万円	176万円	212万円
		旧ただし書所得 600~901万円以下			135万円	141万円
	一般	旧ただし書所得 210~600万円超	56万円	56万円	67万円	
		旧ただし書所得 210万円以下			63万円	60万円
	住民税 非課税	低所得Ⅱ	31万円	31万円	34万円	
		低所得Ⅰ	19万円	19万円※		

※ 70歳以上の低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数人になる世帯の場合は、合算限度額19万円が高額介護サービス費の限度額（年間約30万円）を下回るため、低所得Ⅱの合算限度額31万円が適用されます。

※※対象年度の末日（7月31日）における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

所得の少ない方には、自己負担を軽減する制度があります

横浜市介護サービス自己負担助成

在宅サービス等の利用料（1割）を負担することが困難で、一定の資産・収入基準に該当する方は利用者負担が軽減されます。

①訪問介護などの在宅サービス ②認知症高齢者グループホーム ③特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費が負担軽減の対象となります。

① 在宅サービス利用者負担助成 ＜対象サービス＞

(介護予防)訪問介護	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)短期入所療養介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防)訪問看護	(介護予防)特定施設入居者生活介護※	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問リハビリテーション	地域密着型特定施設入居者生活介護※	※印のサービスについては、短期利用（ショートステイ）の場合のみ、対象になります。
(介護予防)通所介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護※	
(介護予防)通所リハビリテーション	夜間対応型訪問介護	
(介護予防)福祉用具貸与	(介護予防)認知症対応型通所介護	

＜助成対象要件及び助成内容＞

助成段階	第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 ※ 複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方	第2段階以外の方
		合計所得金額と課税年金収入額及びその他収入額の合計が80万円以下の方	
資産基準	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下（複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下）であり、あわせて、居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有していないこと		
助成内容	利用者負担を3%に軽減 また、なお残る自己負担額が4,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成

② グループホーム助成 ＜対象サービス＞

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

※短期利用（ショートステイ）以外の場合を対象とします。

＜助成対象要件及び助成内容＞

助成段階	第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方	第2段階以外の方
		合計所得金額と課税年金収入額及びその他収入額の合計が80万円以下の方	
資産基準	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下（複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下）であり、あわせて、居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有していないこと		
その他の要件	・3か月以上横浜市に居住していること ・税法上の被扶養者でないこと		
助成内容	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成		利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成
	家賃・食費・光熱水費について、月額29,800円を上限として助成		

③ 施設居住費助成

< 対象サービス >

施設サービス	〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設〕
(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 短期入所療養介護

< 助成対象要件及び助成内容 >

助成段階	第1段階	第2段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で、年間収入見込額の合計が50万円以下の方 市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が50万円以下の方
	資産基準	※複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方 金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下（複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下）であり、あわせて、居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有していないこと
	その他の要件	・ 介護負担限度額認定を受けていること ・ 税法上の被扶養者でないこと
助成内容	ユニット型個室の居住費を 月額：5,000円程度助成 （日額：165円）	

社会福祉法人による利用者負担軽減

社会福祉法人が行う、特別養護老人ホーム入所、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の利用者負担額が軽減される場合があります。

詳しくは健康福祉局高齢施設課（電話 671-3923）にお問い合わせください。

	対象者の要件	助成内容
社会福祉法人による利用者負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税非課税世帯 ・ 収入基準（単身世帯で150万円以下） ・ 資産基準（単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない） 	利用者負担額（1割負担・食費・部屋代）を25%等軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者 	特別養護老人ホーム入所等の個室の利用負担額（部屋代）を100%軽減

自己負担と医療費控除について

介護保険を利用して支払った費用のうち医療系のサービスなど、一部のサービスは、医療費控除の対象として認められるものがあります。

医療費控除を受けるための要件や手続きについて、詳しくは税務署へ問合せください。

施設サービスなどを利用するときの食費や部屋代について

食費や部屋代は利用者が負担します

平成17年10月から、特別養護老人ホームなどの施設を利用したとき（ショートステイの利用を含む）の食費や部屋代は保険外とされ、具体的な利用者負担の金額は、利用者と施設との契約により決まることになりました。

ただし、収入等が低い（市町村民税非課税世帯の）方のサービス利用が困難にならないよう、収入等の額に応じて、食費や部屋代の負担が軽減されます。食費や部屋代の軽減を受けるためには、負担限度額認定申請書等（以下「申請書」）を区役所に提出し、負担限度額認定証（以下「認定証」）の交付を受ける必要があります。認定証の交付を受けた方は、サービス利用時に認定証を施設に提示することにより、負担限度額の段階（下表参照）ごとに決まっている1日あたりの食費や部屋代を施設に支払うこととなります。

認定証の交付要件

※…住民基本台帳上、別世帯の場合も含めます。

- 本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者（※）が市町村民税非課税
- 本人及び配偶者の預貯金等の資産（次ページ参照）の額の合計が2,000万円以下（配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産の額が1,000万円以下）

【負担限度額】

所得の状況			負担限度額（日額）			
段階	対象者		部屋代	食費		
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 上の交付要件を満たしている方 かつ高齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方 		多床室	0円	300円	
			従来型個室	(特養等)		320円
				(老健・療養等)		490円
			ユニット型準個室	490円		
			ユニット型個室	820円		
第2段階	平成28年7月まで	上の交付要件を満たしている方、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円	
	従来型個室		(特養等)	420円		
			(老健・療養等)	490円		
	ユニット型準個室	490円				
	平成28年8月から	上の交付要件を満たしている方、かつ合計所得金額と公的年金等収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	ユニット型個室	820円		
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 上の交付要件を満たしている方 かつ第1、第2段階以外の方 		多床室	370円	650円	
			従来型個室	(特養等)		820円
				(老健・療養等)		1,310円
			ユニット型準個室	1,310円		
			ユニット型個室	1,310円		
第4段階	上記以外の方		<ul style="list-style-type: none"> 第4段階の方には負担限度額が設けられていません。 食費や部屋代は施設との契約によって決まります。 			

預貯金等の資産の範囲（例）

預貯金等の資産（例）	申請に必要な書類（例）
・預貯金（普通・定期）	すべての口座の表紙及び最終記帳ページ等、口座名義及び残高の確認ができる書類 （最後に記帳してから2か月以内のもの）
・現金	—
・有価証券 （株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等
・金、銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
・投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等
・負債（住宅ローン等）	残高証明書等



平成27年8月から負担限度額認定の交付要件が変更になりました。

変更内容

平成27年7月までは、市町村民税非課税世帯の方であれば、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請書を提出し、認定証の交付を受けることによって、対象となる介護保険サービスを利用した際の食費や部屋代の負担軽減が受けられました。平成27年8月以降に同様の軽減を受けるためには、生活保護等を受給している方を除き、前ページの「認定証の交付要件」満たしている必要があります。

また、申請書を提出する際には、預貯金等の資産の額を証する書類をご用意いただく必要があります。

認定証の交付要件を満たさない方

認定証の交付が受けられませんので、対象となる介護保険サービスを利用した際の食費や部屋代の負担軽減は受けられなくなります。具体的な金額については、利用先施設等との契約によって決まります。

なお、年度の途中で交付要件を満たすこととなった場合は、その時点で申請書等を提出することによって、申請月の1日から有効な認定証を交付することができますので、お住まいの区の区役所保険年金課に申請書等をご提出ください。

【認定証の対象となる介護保険サービス】

- ◆ 特別養護老人ホームへの入所
- ◆ 介護老人保健施設への入所
- ◆ 介護療養型医療施設（介護療養病床等）への入院
- ◆ ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）
（介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護）の利用

※ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護）は対象にはなりませんので、認定証で食費や部屋代は軽減されません。

利用者負担第4段階の方の特例

第4段階の被保険者は認定証は交付されず、食費や部屋代の軽減はされません。ただし、高齢者夫婦世帯等で施設入所（*）に伴い第4段階の食費や部屋代を負担した結果、もう一方の配偶者が生計困窮に陥ってしまうような場合等は、一定の条件を満たす場合に限り、特例減額措置として食費もしくは部屋代、又はその両方を第3段階とし、特定入所者介護サービス費を支給することができます。（措置を受けるには手続きが必要ですので、お住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。）

* 通常の負担限度額認定とは異なり、施設入所の場合のみ適用となりますので、ショートステイの場合は特例減額措置の対象とはなりません。

特例減額措置の対象者の条件	特例減額措置の内容
<p>① 本人が属する世帯の世帯員及び配偶者（別世帯の場合も含む）の数が2人以上であること。</p> <p>② 第4段階の部屋代、食費を負担していること。</p> <p>③ ①の全員の年金収入等から、施設の自己負担（自己負担、部屋代、食費）を除いた額が80万円以下であること。</p> <p>④ ①の全員の預貯金等の額が450万円以下であること。（預貯金のほか、有価証券、債権等も含む。）</p> <p>⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>⑥ 介護保険料を滞納していないこと。</p>	<p>左の要件③に該当しなくなるまで、部屋代又は食費若しくはその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額を適用します。</p>